

株式会社 埼玉りそな銀行

この書面には、ご投資にあたって特にご注意いただきたい事柄や、この商品のリスク、手数料などの費用、商品の特徴などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。（この書面は、金融商品取引法第37条の3（契約締結前の書面の交付）に基づき作成しております）

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード〇〇〇）の受付時間は平日9時～21時となります。〕

1 この商品の概要について（金融商品取引契約の概要）

- ◇ この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります）
- ◇ 募集・買付・換金等の取扱いは、株式会社埼玉りそな銀行（販売会社）が行い、設定・運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）が行います。
- ◇ ファンド・オブ・ファンズ方式により、主として、日本の債券および株式へ投資し、日本の債券から安定的な収益を確保するとともに、日本の株式から追加的な収益を得ることによって、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2 この商品のリスクと留意点

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

当ファンドの主なリスクは以下のものがあります。

□ 市場リスク

◇ 株式に関するリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映し、変動します。投資している銘柄の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

◇ 債券に関するリスク

投資している国の金利水準が変動すると、その国の通貨で発行されている債券価格も変動するため、基準価額の変動要因になります。

一般に債券は固定金利で発行されますが、固定金利の債券について、金利と債券価格は反対に動く性格があります。金利が上昇すると、新たに発行される債券の金利も高くなりますので、それ以前に発行された債券は魅力が低下するため価格は下落する傾向があります。そのため、金利が上昇した場合投資しているファンドの基準価額の下落要因となります。また、償還までの期間が長い債券ほど、価格の変動幅が、残存期間の短いものに比べ、大きくなる傾向があります。

□ 信用リスク

投資している国の経済情勢や、有価証券の発行体（国や企業等）の経営・財務状態、財政状態等が悪化した場合、その有価証券の価格が下落し、その結果ファンドの基準価額が下落することがあります。また、発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

□ その他のリスクおよび留意点

◇ 流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合、あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで、不測の損失を被る場合があります、ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

◇ 換金代金の支払いについての留意点

当ファンドにおける換金代金は、原則として換金申込日から起算して5営業日目（以下「通常支払日」といいます。）から受益者に支払います。一方で、各ファンドにおける換金代金は、解約申込日から起算して、原則として以下の日から支払うこととなっています。

JPM日本投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）：4営業日目

JPMジャパン・フォーカス・ファンドF（適格機関投資家専用）：5営業日目

したがって、当ファンドにおいて多額の換金申込みが生じ、JPMジャパン・フォーカス・ファンドF（適格機関投資家専用）の受益権を売却した代金を当ファンドの換金代金の支払いに充当する必要がある場合には、換金代金の支払いが通常支払日より1営業日遅延することがあります。

3 費用について

◇ この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の①～③の合計額となります。なお、②の信託報酬については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。

① お申込み時に直接ご負担いただく費用

申込手数料：取得申込総金額に応じて下記料率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た金額

取得申込総金額	手数料率
5,000万円未満	1.575% (税込)
5,000万円以上1億円未満	1.050% (税込)
1億円以上3億円未満	0.525% (税込)
3億円以上	なし

※取得申込総金額とは、お申込みに際しお支払いいただく金額の総計で、税込みのお申込手数料を含みます。

② 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬：信託財産の純資産総額に対して実質的に年率1.01325%程度※（税込）

※当ファンドの信託報酬0.5985%に、投資している各ファンドの組入比率を以下の割合と仮定し加算しております。

各ファンド名	組入比率	信託報酬
JPM 日本投資適格債券ファンド F (適格機関投資家専用)	90%	0.3780%
JPM ジャパン・フォーカス・ファンド F (適格機関投資家専用)	10%	0.7455%

その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は、信託財産中からご負担いただきます。これらの費用の合計額は、事前に計算できないため、その額や計算方法を記載しておりません。

③ 途中換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額：ありません

4 お申込み（買付）について

- ◇お申込受付日は、全営業日となります。
- ◇お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
- ◇お申込単位は、1万円以上1円単位となります。
※ただし、りそなダイレクトでは、1万円以上1,000円単位となります。

5 収益の分配について

- ◇毎年2回、原則として6月9日と12月9日（休業日の時は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ◇収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定しますので、委託会社の判断で分配を行わない場合もあります。
- ◇分配金は「再投資」タイプと「定期引出」タイプの選択が可能です。なお、「再投資」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額により自動的に手数料なしで全額再投資されます。「定期引出」を選択された場合の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日の翌営業日に支払われます。

6 ご換金について

- ◇換金受付日は、全営業日となります。
- ◇換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額となります。
- ◇換金代金は、原則として換金の受付日から起算して、5営業日目以降にお支払いいたします。ただし、多額の換金申込みが生じ、当該申込みに応じるために換金した当ファンドで保有する各ファンドの受益権の換金代金が、通常支払日までに受領できないこととなった場合には、当ファンドにおける換金代金の支払いが通常支払日より1営業日遅延することがあります。
- ◇換金単位は、1口以上1口単位、もしくは1円以上1円単位となります。
※ただし、りそなダイレクトでは、1口以上1口単位となります。

7 税金について

- 個人のお客さまの課税
平成23年12月31日までは、換金および償還時の差益（取得価額超過額）、収益分配金（普通分配金）については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。また、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用される予定です。なお、平成21年以降、換金および償還により利益が出た場合は譲渡所得となり、特定口座（源泉徴収あり）による申告不要制度を適用しなければ、原則として確定申告が必要となります。
※換金差損益および償還差損益は、上場株式等の譲渡損益として、他の株式投資信託や株式の譲渡損益との損益通算が可能です。譲渡損が発生した場合は、配当所得の収益分配金（普通分配金）についても確定申告（申告分離課税を選択）を行えば、損益通算が可能となります。なお、平成22年1月1日より特定口座（源泉徴収あり）内で損益通算が可能となる予定です。
- 法人のお客さまの課税
平成23年12月31日までは、収益分配金（普通分配金）ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額に対して、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率となる予定です。
※税制については平成21年6月30日現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務相談などについては、お近くの税務署か税理士にご相談ください。

8 その他

- ◇信託期間は平成31年6月10日までです。ただし、設定日から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受託会社（株式会社りそな銀行）と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還をさせることができます。
- ◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

ご購入いただくまでに、目論見書の記載内容を必ずご確認ください。

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号 ●主な事業：銀行業
●設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要（内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等） ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
●この商品において、当社が加入しまたは対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。